

技術指導関連発明の取扱いに関する確認書

鹿児島県工業技術センター所長（以下、「甲」という。）と 株式会社代表取締役社長（以下、「乙」という。）は、甲が乙に対し「 」に関する技術指導を行うに際し、以下の点を確認する。

（特許権等の帰属）

第1条 本技術指導に関連して得られる発明(以下、「技術指導関連発明」という。)に係る特許を受ける権利及びこれに基づき取得した特許権は、第2条又は第3条の規定に該当する場合を除くほか、鹿児島県知事(以下、「知事」という。)に帰属する。

（単独出願）

第2条 乙は、乙の職員が独自に行った技術指導関連発明に係る特許出願を行おうとするときは、当該発明を独自に行ったことについて事前に甲の同意を得るものとする。

（共同出願）

第3条 甲及び乙は、技術指導関連発明の甲の職員と乙の職員とが共同して行った場合においては、共同して特許出願を行うものとする。

（第三者に対する実施の指示）

第4条 知事は、第2条の規定に基づき得られる、乙の技術指導関連発明に係る特許を受ける権利、又はこれに基づき取得した特許権(以下、「乙特許権等」という。)を乙以外の者(以下、「第三者」という。)に実施させることが、公共の利益のために特に必要であると認める場合には、当該乙特許権等を知事の指定する第三者に、知事の指示する条件の範囲内で実施許諾することを、乙に指示することができる。

(注) 本条に該当する事態が予想されない場合には、本条を削ることができる。本条を削る場合には、第5条を第4条とし、以下1条ずつ繰り上げるものとする。

（第三者に対する実施の許諾）

第5条 知事は、第3条に基づき共同出願した特許を受ける権利、又はこれに基づき取得した特許権(以下、「共同特許権等」という。)について、次の各号のいずれかに該当すると認める場合には第三者〔第4条を削った場合は乙以外の者(以下、「第三者」という。)とする〕に対して当該権利の実施を許諾することができる。

(1) 乙が、技術指導終了後2年目以降において、当該共有特許権等を正当な理由なく実施しないとき。

(2) 技術指導終了後において、当該共有特許権等を第三者に実施させることが、公共の利益のために必要であるとき。

2 知事は、前項の規定により第三者に対し実施を許諾しようとするときは、特許法第73条第3項の規定にかかわらず、単独で当該実施の許諾をすることができる。

（実施料）

第6条 乙は、共有特許権等を実施しようとするときは、知事に対し、別に実施契約で定める実施料を支払わなければならない。

この場合において徴収する実施料は、当該権利に係る知事の持分に応じた額とする。

2 共有特許権等について、第三者から徴収する実施料は、当該権利に係る持分に応じ知事及び乙に帰属するものとする。

（特許料等）

第7条 乙は、共有特許権等に関する出願費、特許料など一切の費用を負担しなければならない。

2 乙は、前項に定める出願費、特許料など負担しないときは、当該権利に係る自己の持分を甲に譲渡する旨の「譲渡証書」を甲に提出しなければならない。

(準用)

第8条 第1条から前条までの規定は、意匠権及び意匠登録を受ける権利並びに実用新案権及び実用新案登録を受ける権利について準用する。

(協議)

第9条 以上の条項で定めるもののほか、技術指導成果の取扱について必要な事項は、甲・乙協議して定める。

この確認書の締結を証するため、本確認書2通を作成し、甲・乙それぞれ1通を保管する。

平成 年 月 日

甲 住所
氏名

印

乙 住所
氏名

印